

京都市訓令甲第 10 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の電子出勤簿の確認及び紙出勤簿の整理並びに休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

京都市長 門 川 大 作

第7条第1項後段中「始業時刻後に」の右に「別表第1及び」を加える。

別表第1 4の項中「4」を「5」に改め、同表3の項の次に次の1項を加える。

4	在宅勤務 (1) 1日単位のもの  (2) 半日単位のもの	在宅  在宅 前半 又は 在宅 後半
---	--	--------------------------------------

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)